

高齢者等宅除排雪助成事業

◆対象世帯

藤里町に住所を有し、現に居住している非課税世帯で、独力で除排雪が困難かつ、親族や近隣者の援助を受けることができない次のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上（平成27年3月31日で70歳になる方を含む）の高齢者のみの世帯
- ② 1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯
- ③ 障害程度「A」の療育手帳所持者のみの世帯

◆除排雪の内容

【玄関前除雪】

積もった雪の深さが20cm以上るとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行う。

【屋根の雪おろし】

屋根の上の雪の厚さが50cm以上となったとき、積雪状況を勘案し雪おろしを行う。（対象部分は住宅部分のみで、物置等附属建物は除く。）

※1回につき2万円を上限として助成します。

助成額を超える場合、超えた分については利用者負担となります。

◆利用回数

それぞれ3回まで利用できます。

◆利用方法

該当する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をして

ください。現地訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めるとき、町内業者に連絡し除排雪を行います。
※除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。

除排雪のながれ



非課税
70歳以上の高齢者世帯
1・2級身体障害者手帳所持者、
療育手帳A判定所持者のみの世帯

要請依頼

地区担当民生委員・社協福祉員

要請世帯現地確認

社協へ連絡

藤里町社会福祉協議会

業者による作業依頼

町内業者

除排雪の実施

【お問い合わせ先】

藤里町社会福祉協議会

☎(79) 2848

藤里町町民課 町民福祉係

☎(79) 2113

水道の凍結にご用心

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。

水道の凍結を防ぐために、次に注意してください。

① 水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。

② 日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。

③ 遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。

④ 冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。

⑤ 凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生活環境課環境整備係（☎79-2115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

個人事業者の平成26年分消費税込申告について

～ 税務署からのお知らせ ～

平成26年4月1日から消費税（地方消費税含む）の税率は8%です。

平成26年分（平成26年4月1日を含む課税期間）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

☆注意してください

① 課税取引に対する適用税率は、①平成26年3月31日以前は5%、②平成26年4月1日以後は8%ですが、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により5%が適用される場合があります。

② 帳簿等では、非課税取引等についても区分する必要があります。

③ 簡易課税制度が適用される事業者は、課税売上高のみから納付する消費税額を計算できますので、課税仕入れ（仕入・必要経費等）について適用税率ごとに区分する必要はありません。

◎ なお、消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。